

議案第53号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(定義) 第36条 この節及び第7節並びに第8章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） <u>第2条第8項</u> に規定する特定粉じんを除く。）をいう。 (4)～(11) [略]			(定義) 第36条 この節及び第7節並びに第8章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又は <u>たい積</u> に伴い発生し、又は飛散する物質（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） <u>第2条第9項</u> に規定する特定粉じんを除く。）をいう。 (4)～(11) [略]		
別表（第36条、第58条関係） (1)・(2) [略] (3) 粉じんに係る指定施設			別表（第36条、第58条関係） (1)・(2) [略] (3) 粉じんに係る指定施設		
項	施設	規模	項	施設	規模
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の <u>堆積場</u>	[略]	1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石の <u>たい積場</u>	[略]
[略]			[略]		
(4)～(6) [略]			(4)～(6) [略]		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。